○厚生労働省告示第八十四号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に指定を受けている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第六号）による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業者が行う指定放課後等デイサービスに要する費用の額の算定については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の注８中「及び第３の１の注８」を削る。

別表第３の１の注８中「児童指導員等又は指導員」を「児童指導員、保育士（特区法第12条の４第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。５の注３の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注８において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注８において同じ。）」に改め、同注８のロ中「指導員」を「その他の従業者」に改め、同５の注１中「指導員」を「児童指導員又は障害福祉サービス経験者（同条第１項第１号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）」に改め、同５の注２中「指導員」を「児童指導員又は障害福祉サービス経験者」に改め、同５の注３の(1)中「指導員又は保育士（特区法第12条の４第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）(2)において「指導員等」という。）」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（(2)において「児童指導員等」という。）」に改め、同注３の(2)中「指導員等」を「児童指導員等」に改める。

第二　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の二中「研修をいう。」の下に「以下第九号において同じ。」を加え、第九号を次のように改める。

九　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注３及び注４の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

第三　厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第八号の次に次の一号を加える。

八の二　通所給付費等単位数表第３の１の注８の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の規定を準用する。

第四　厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二号ロ中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二」を「第六条の二の二」に改める。

第三号ロの表上欄(1)中「指導員若しくは」を「児童指導員」に改め、「国家戦略特別区域限定保育士」の下に「若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）」を加える。

○農林水産省告示第四百四十一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO A2・2	216035	AGCO Limited
〃	ヤンマー KQ113A	216036	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー SF332F	216037	〃
〃	ヤンマー SF382C	216038	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第四百四十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表１に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、油かす類については、新有機農産物規格第四条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄に規定するその原材料の生産段階において組換えＤＮＡ技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、この資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

○農林水産省告示第四百四十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）